

根室管内4町でがんばる  
事業主のみなさんを応援!

# 協議会情報

第12号  
平成29年6月



根室管内4町通年雇用促進協議会

# 1 平成29年度の協議会事業について

国（厚生労働省）の委託を受け、今年度も季節労働者の通年雇用化を支援する事業が始まっています。

北海道労働局によると「道内の雇用情勢は、改善が進んでいる」としています。

また、ハローワーク根室における管内（1市4町）の常用雇用職業紹介状況では、29年4月の新規求職者数が342人と前年同月比では15.3%の減少、また新規求人数では533人と同比2.6%減少しているものの、有効求人倍率は前年より0.23ポイント上昇しており、就業への改善傾向が見られています。

当協議会におきましては、去る6月9日(金)中標津町役場におきまして平成29年度総会が開催され、事業計画・予算が承認されましたことから、状況を見守りながら引き続き通年雇用化支援事業に取り組んで参ります。

## 2 事業のご紹介について

根室管内4町通年雇用促進協議会が実施する「通年雇用支援事業」は、季節的雇用の事業主に通年雇用に向けた支援づくりをする事業の推進や、季節労働者の方々が通年雇用しやすい環境を整えることが主な使命であり、厚生労働省の委託事業として実施しております。平成29年度は次の事業に取り組む予定です。

### (1) 協議会自らが提案し実施する事業（厚生労働省委託事業）

1. 雇用確保に係る事業（事業主を対象）				
実施事業	内 容	回数	実施地域	予算額等
①通年雇用化セミナー （季節事業所向け） （10月頃）	地域の事業に対し、国の助成制度の解説や経営多角化などによる通年雇用化の事例紹介、また労働者のスキルアップ支援策等についてのセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	903千円
②情報提供事業 ・季節事業所向け情報誌等の作成、配付 （6月/3月）	季節事業者向けに情報誌を作成・配付し、地域企業に通年雇用化に係る各種情報等の提供啓発を促します。	2回	4町全域	647千円
・事業カレンダー （5月）	事業カレンダーポスターを作成、配付します。	1回		
2. 就職促進に係る事業（季節労働者を対象）				
①通年雇用化意識啓発セミナー （季節労働者向け） （1月頃）	季節労働者の意識啓発と将来の生活設計を視野に入れながら、就職に必要な資格の紹介、スキルアップへのアドバイス等に関するセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	955千円

②情報発信事業 ・季節労働者向け情報誌の作成、配付 (6月/9月/1月/3月)	季節労働者向けに「協議会だより」として年4回、情報を発信します。 (A4判4ページ)	4回	4町全域	913千円
	・啓発リーフレットの作成、配付 (5月)	啓発リーフレットを作成し、随時配付します。		
③建設オペレーター人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保と育成を図るため、建設オペレーターの資格取得を支援します。資格取得による通年雇用化が見込まれることから、更なる促進を図ります。	13講習	実施機関 中標津町	4,803千円
④季節労働者介護資格取得支援事業 (平成29年10月頃～平成30年3月) ※年度内受講終了	介護職への職業転換を希望している方を対象に、介護職に必要な資格を取得するための支援をします。 本年度は介護実務者研修を予定しています。	1講習	実施地域 釧路市・北見市等 近隣地域	1,163千円

## (2) 地域自らが実施する事業（協議会単独事業）

1. 情報管理に係る事業				
実施事業	内 容	回数	実施地域	予算額等
①協議会事業案内、事業所季節労働者情報の登録・管理事業 (通年)	29年度事業案内を作成し、対象事業所・季節労働者に配付します。また、季節事業所の名称、業種、経営規模等、季節労働者の氏名等の登録・更新により事業実施への活用を図ります。	随時	4町全域	342千円
②協議会ホームページ運営事業 (通年)	組織の紹介、事業概要、国の助成制度の紹介や各種セミナー開催の案内等の情報を広く提供します。	随時	4町全域	65千円
2. 就職促進に係る事業				
①人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保・育成を図るため、労働安全衛生法に規定する特別教育の受講を支援します。	6講習	実施機関 中標津町	548千円

### 3. 季節労働者資格取得支援事業

実施事業	内容	回数	実施地域	予算額等
①季節労働者資格取得支援事業 (通年)	季節労働者が通年雇用に資する資格を取得した場合に、費用の3割を助成。 ※助成金活用分は北海道が全額負担します。(1名10万円限度)	随時	指定機関	237千円

## 3 協議会事業への参加について

本年度も引き続き事業主の方を対象に協議会事業の情報提供をさせていただき、季節労働者の登録をお願いしております。

平成29年3月末現在、当協議会に登録している事業所及び季節労働者数は、下記のとおりです。

	登録事業所	季節労働者
中標津町	145社	320名
標津町	69社	64名
別海町	84社	58名
羅臼町	128社	153名
計	426社	595名

(平成29年3月末日現在)



## Information

### 建設オペレーター等人材育成研修のしおり

当協議会では、建設オペレーター等人材研修事業の受講案内をしています。

季節労働者を雇用している事業主の方、季節雇用者として就労中の方、前職が季節労働者で現在は離職中の方を対象に、年間を通して各種技能講習や特別教育、資格取得支援事業を実施しています。

受講を希望される方は、受講資格や条件など確認事項がありますので、まずは当協議会へご連絡、ご相談下さい。

また、毎年11月頃には冬期(12月～3月)の日程表等ご案内できる予定です。



通年雇用促進支援事業により通年で雇用された季節労働者の方がおりましたら、協議会にご連絡下さいますようお願い致します。

また、当協議会ホームページでは常に新しい情報の発信に心がけております。ぜひご活用下さい。

■根室管内4町通年雇用促進協議会ホームページ

<http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

## 雇用に関する助成制度のご紹介

今回は **通年雇用助成金** についてご紹介します。

【概要】北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が高い地域の事業主が、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成されます。（詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認下さい。）

受給要件（下記のいずれかの要件を満たすことが必要）		受 給 額
(1) 事業所内就業	季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就業させた場合	支給対象者1人あたり、次の①及び②の額を1年ごとに最大3回支給 ①新規継続労働者（第1回目の支給対象者） 対象期間に支払った賃金の2/3（上限額71万円） ②継続労働者（第2、3回目の支給対象者） 対象期間に支払った賃金の1/2（上限額54万円）
(2) 事業所外就業	季節労働者を他の事業所で配置転換・派遣・出向により就業させ、冬期間も継続雇用させた場合	
(3) 休業	季節労働者を冬期間も継続雇用し、期間中一時的に休業させた場合	支給対象者1人あたり、最大2回支給 ①休業助成の申請が1回目の場合 1月から4月に支払った休業手当（最大60日分）及び対象期間に支払った賃金の合計額の1/2（上限額 新規労働者71万円、継続労働者54万円） ②休業助成の申請が2回目の場合 1月から4月に支払った休業手当（最大60日分）及び対象期間に支払った賃金の合計額の1/3（上限額54万円）
(4) 業務転換	季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し、継続して雇用した場合	業務転換の開始日から起算して6か月の期間に支払った賃金の1/3（上限額71万円）
(5) 職業訓練	(1) または (2) を実施する事業主が季節労働者に職業訓練を実施した場合	上記要件(1)(2)の支給額に加え、 ①季節的業務の場合 訓練の実施に要した費用の1/2（上限額3万円） ②季節的業務以外の場合 訓練の実施に要した費用の2/3（上限額4万円）
(6) 新分野進出	季節労働者を通年雇用するために、新たに新分野の事業所設置・整備した場合	事業所の設置・整備に要した費用の1/10（上限額500万円）を、1年ごとに3回支給
(7) 季節トライアル雇用	季節労働者を試行（トライアル）雇用修了後、引き続き常用雇用として雇い入れた場合	常用雇用に移行した日から起算して6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、試行雇用を行うことによって支給された「トライアル雇用助成金」の額を減額した額（上限71万円）

※平成29年4月より、「通年雇用奨励金」は「通年雇用助成金」に名称変更されました。

この他にも多数の雇用関係の助成金がありますので、詳しくは「雇用関係助成金」で検索を！



# 協議会を構成する団体

## 自治体

北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

## 経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会  
標津町商工会・羅臼町商工会  
中標津建設業協会・別海町建設業協会  
標津建設業協会・羅臼建設業協会

## 労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会  
連合北海道別海地区連合会  
連合北海道標津地区連合会  
連合北海道羅臼地区連合会

## オブザーバー

ハローワークねむろ



## 根室管内 4 町通年雇用促進協議会

事務局  
中標津町役場 経済振興課商工労働係  
〒086-1197 標津郡中標津町丸山 2 丁目22

お問い合わせ先  
〒086-1013 中標津町東13条南 7 丁目 労働会館内  
TEL (0153) 72-6789 (FAX兼用)

URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>  
E-mail [n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp](mailto:n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp)